

令和3年度以降「障害者雇用安定助成金」が変わります！

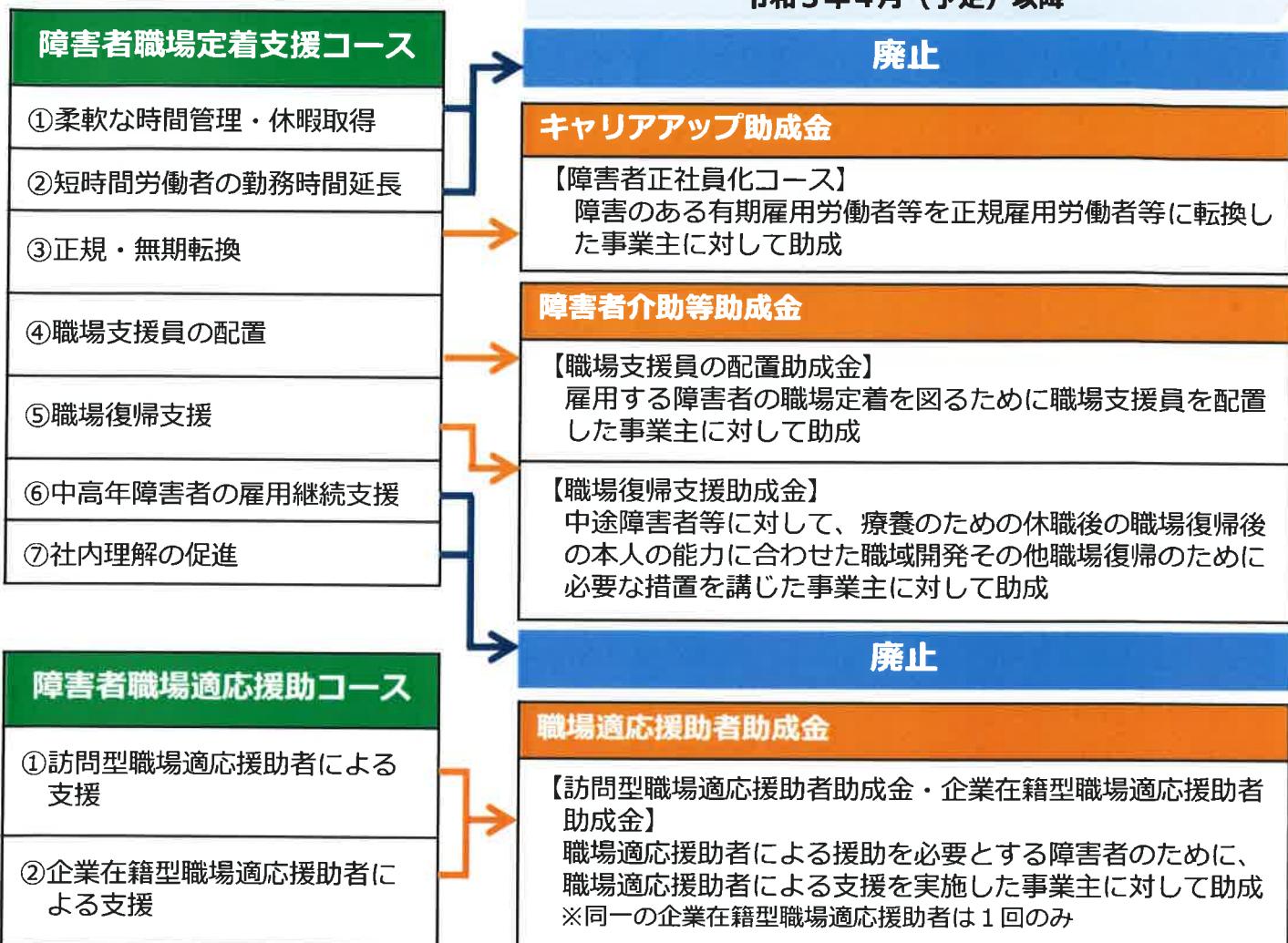
～主な変更点のご案内～

「障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース・障害者職場適応援助コース）」は、雇用する障害者の職場定着のための措置を行う事業主や、職場適応援助者による障害者の職場適応の援助を行う事業主に対して、経費や賃金の一部を助成する制度です。

令和3年4月（予定）から、障害者雇用安定助成金の両コースについて、以下の通り変更点があります。

また、一部の助成金について申請先が変更になりますので、ご注意ください。

1 助成金の整理・統廃合



2 一部助成金の申請先変更

「障害者介助等助成金」と「職場適応援助者助成金」の申請先は

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構*になります。

*都道府県支部 高齢・障害者業務課（東京都・大阪府は高齢・障害者窓口サービス課）

なお、令和3年3月（予定）までに労働局またはハローワークに提出された職場定着支援計画に基づく措置（障害者職場定着支援コース）、令和3年3月（予定）までに地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく職場適応援助（障害者職場適応援助コース）については、障害者雇用安定助成金として令和3年4月以降も引き続き労働局またはハローワークで支給審査等を行います。

詳しくは都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

2.障害者正社員化コース

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成

新設（障害者雇用安定助成金からの移管）

障害者雇用安定助成金の令和2年度末での廃止に伴い、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）の「正規・無期転換」措置を、キャリアアップ助成金の「障害者正社員化コース」に移管します。

障害者正社員化コースの概要

■概要

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成します。

- ①有期雇用労働者を正規雇用労働者または無期雇用労働者に転換すること
- ②無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換すること

■支給額

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)	1年 (1年)	45万円 × 2期 (33.5万円* × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

*（ ）内は中小企業以外の額です。

* 支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期の支給対象期といいます。

* 支給対象者1人あたり、上記の額が支給されます。ただし、当該額が、各々の支給対象期における労働に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額とします。

（参考：中小企業事業主が精神障害者の雇用形態を転換した場合）

有期雇用労働者

60万円
(30万円×2期)

無期

60万円
(30万円×2期)

正規雇用労働者

120万円
(60万円×2期)